

(奥尻町防災会議条例)

○奥尻町防災会議条例

昭和 38 年 4 月 1 日
条 例 第 4 号

改正昭和 58 年 3 月 17 日 条例第 11 号
平成 12 年 3 月 21 日 条例第 51 号
平成 24 年 3 月 12 日 条例第 13 号
平成 27 年 3 月 18 日 条例第 14 号
令和元年 12 月 10 日 条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、奥尻町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 奥尻町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 奥尻町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の規定に基づく水防計画の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときはあらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 檜山広域行政組合奥尻消防署の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 檜山広域行政組合奥尻消防署の消防団から町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) その他、町長が必要と認めるものうちから町長が任命する者

6 前項第1号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の在任任期とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、北海道の職員、奥尻町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月17日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第51号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月10日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。